

山形県・山形市新スポーツ施設整備に係る

サウンディング型市場調査

実施要領

令和8年9月

山形県・山形市

1. 背景

県では、老若男女を問わず誰もが、生涯を通してスポーツに親しめる環境の充実、スポーツを通じた地域の活性化、若者・女性の県内定着・回帰などに向けて、有識者などのご意見をお聞きしながら、屋内スケート施設整備の検討を行ってきました。

令和6年10月には、山形市と「新スポーツ施設整備の共同での検討に係る基本的な考え方に関する合意書※」を取り交わし、県による「多機能性を有する屋内スケート施設」と、山形市による「体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設」の両施設の検討について、相乗効果の発揮を目指し、県と山形市が共同で進めることとしております。

※ 新スポーツ施設整備の共同での検討に係る基本的な考え方に関する合意について

https://www.pref.yamagata.jp/documents/40971/241010_summary.pdf

2. 検討経過

令和8年度は、県及び市が共同で「山形県・山形市新スポーツ施設整備に係る技術的検討支援業務」を発注し、これまでの議論及び検討の経過※を踏まえ、新スポーツ施設の機能、規模、事業費、事業手法等について検討を進め、同施設の基本計画を策定しています。

※ これまでの議論及び検討の経過

https://www.pref.yamagata.jp/020060/miraikikaku_kikaku_skatingrink.html

3. 目的

本サウンディング型市場調査により、事業に関心を持つ事業者の皆様のご意見、ご提案をお聞きしたうえで、官民連携及び民間資金等の活用による施設整備等に係る手法の導入可能性について検討を行うものです。

4. スケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和8年9月7日（月）
調査票受付	令和8年9月7日（月） ～9月24日（木）
サウンディング調査（オンライン）の実施	令和8年10月1日（木） ～10月7日（水）
調査結果概要の公表	令和8年11月頃予定

5. 参加要件

本事業の実施主体となる意向を有し、以下に掲げる要件を満たす法人又は法人のグループとします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、山形市税及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく県による指定停止措置及び市による指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

6. アンケート調査項目

アンケートの調査項目は以下のとおりです。詳細は添付の「調査票」をご確認ください。なお、回答の際は、別添の「事業概要書」をご一読のうえ、記入をお願いします。

No	項目
(1)	事業範囲について
(2)	事業手法・発注単位について

(3)	事業期間の設定について
(4)	採算性及び資金調達について
(5)	自主事業（収益事業）の展開について
(6)	管理運営体制及び人員配置について
(7)	施設計画について
(8)	事業リスクについて
(9)	その他ご意見・ご提案について

7. 進め方及び手続き

本サウンディング調査は、以下の手順で実施します。

① エントリー及びアンケート調査

本事業の内容に関心をお持ちの方で、サウンディング型市場調査に参加を希望される事業者は、「調査票」に必要事項を記入し、下記「提出方法」により提出ください。

【提出方法】

- ・サウンディング型市場調査へ参加を希望する場合は、「9. 問合せ先及び提出先」の提出先に「調査票」を添付して、メールを送信ください。
- ・メールの件名は、「（〇〇）サウンディング型市場調査参加申込について」（〇〇には、法人名を記載）としてください。
- ・提出期限は、9月24日（木）午後5時まで（期間厳守）とさせていただきます。
- ・アンケート調査は、サウンディング調査（オンライン）への参加を想定したものです。アンケート調査のみ提出し、サウンディング調査（オンライン）への参加を希望しない場合は、調査票の「サウンディング調査（オンライン）調査へ参加希望しない」の欄に○を付けてください。

② サウンディング調査（オンライン）

本事業の官民連携及び民間資金等の活用による施設整備等に係る手法の導入可能性について、幅広く意見交換を行う場として、①を提出していただいた事業者を対象とし、下記「実施概要」のとおり、サウンディング調査（オンライン）を実施します。

【実施概要】

- ・所要時間は、1事業者（グループ）最大60分程度を予定しており、提出いただいた「調査票」に基づき実施します。
- ・個別に非公開で実施します。
- ・事前に提出いただいた「調査票」の回答を踏まえて、10月1日（木）～10月7日（水）の間で日時を調整し、9月28日（月）午後5時までに各参加事業者へ連絡いたします。

なお、どうしても調整が付かない場合は、個別に調整をお願いする場合があります。

- ・サウンディング調査（オンライン）はMicrosoft Teams で実施し、記録のため、録画機能を利用させていただきます。
- ・サウンディング調査（オンライン）の場で、提示したい資料がある場合は、当日共有していただいて結構です。
- ・本サウンディング調査（オンライン）は、山形県・山形市の職員のほか、本調査の支援業務を受託する「あずさ監査法人・安井建築設計事務所共同企業体」が同席します。
- ・参加事業者においては、1社3名以内（グループでの参加を希望する場合は5名を上限）の参加としてください。
- ・アンケート〆切日より早くご回答していただいた事業者の方には、上記対話期間より前倒しで対話を依頼させていただく場合があります。

8. 留意事項

- ・本サウンディング調査の参加実績は、事業者公募の参加条件及び評価の対象ではありません。
- ・本サウンディング調査終了後、その概要を取りまとめて公表する予定です。アンケート調査及びサウンディング調査でのご回答内容は匿名で記載します。
- ・参加事業者の独自の知見・ノウハウ等に関する内容は公表しないよう配慮しますので、調査票の提出に当たり、匿名であっても公表に支障のある内容（例：実績の事業名など）は、**ハイライト**にて明示願います。
- ・本サウンディング型市場調査終了後も、必要に応じて追加のサウンディングやアンケート等を依頼・実施させていただく場合がありますので、その際はご協力をお願いします。
- ・本サウンディング型市場調査への参加に要する費用は、全て参加事業者の負担となります。
- ・今回のサウンディング型市場調査にあたり知りえた情報を、許可なく第三者に公開・漏洩等することは禁止します。

9. 問合せ先及び提出先

山形県 みらい企画創造部 企画調整課 重要プロジェクト企画室 担当：新田

所在地：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電子メール：ykikaku#pref.yamagata.jp

（電子メールは、「#」を「@」に変えた上で送信してください。）

電話番号：023-630-2895

※電話問合せの場合、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとします。